

韓国における社会福祉士の養成と現況

高 橋 明 美

日本福祉教育専門学校 非常勤講師
敬心学園職業教育研究開発センター 客員研究員

Education and Current status of Certified Social Worker in South Korea

Takahashi Akemi

Japan Welfare Education College Part-time Lecturer
Keishin-Gakuen Educational Group Research, Development and Innovation Center for
Vocational Education and Training Visiting Researcher

要旨：本研究は、韓国における社会福祉士の養成とその実践現場を明らかにすることを目的とする。韓国では2018年の社会福祉事業法改正により社会福祉士養成科目と実習時間の増加が行われるとともに、それまで各職能団体の認定資格であった医療社会福祉士、学校社会福祉士、精神健康社会福祉士が国家資格化されることが決まっている。また、韓国の社会福祉士は110万人以上養成され、約1割が社会福祉施設を中心とした現場実践を行っている。韓国の社会福祉士の特徴としては日本と比して数が多いこと、領域別の資格も社会福祉士が基盤であること、補修教育と呼ばれる現任教育が必修であることが挙げられ、これはそのまま日本への示唆と言える。また一方で、2級資格保持者が多いために質の確保を図ること、総合的な対応力を図ることが課題と考えられる。

キーワード：韓国社会福祉士、特定領域社会福祉士、社会福祉士養成科目、社会福祉士現場実習、補修教育

1. 研究の背景と目的

韓国は伝統的に家族での扶養意識が強く、子どもの養育や高齢者介護は家族を中心に行ってきた。しかし2020年9月末現在、高齢化率は15.7%、合計特殊出生率は0.92と日本を上回る少子高齢化と、ソウル特別市（以下ソウル市）を含む首都圏に1,300万人が住む一極集中が進み、一世帯当たりの人員は2.59人、一人暮らし世帯が全世帯の29.8%、一人暮らし高齢者の比率も7.2%に達しており（韓国統計庁ホームページ）、社会の変化とともに扶養意識も変わってきた。

また革新政権であるムン・ジェイン大統領は「包容的福祉」のスローガンの下、低所得者層中心で

あった福祉サービスを一般層に拡大し、2025年までにはコミュニティケアの完成を目指すとして、地域における横断的な支援体制の構築と福祉専門職の拡充を進めている。

韓国にも日本と同様の名称を持つ「社会福祉士」がいるが、2018年の社会福祉事業法改正で、それまで各職能団体の認定資格であった医療社会福祉士、学校社会福祉士、精神健康社会福祉士の国家資格化が決まり、社会福祉士養成課程も改正されるなど大きな転機を迎えており。しかし、韓国の社会福祉士についての先行研究は多くはない。これらを踏まえ、本研究は韓国の社会福祉士の養成制度とその実践現場について明らかにすることを目的とする。

2. 研究の方法

本研究は文献研究である。社会福祉士の職能団体である社団法人韓国社会福祉士協会発行の『2019年社会福祉士統計年鑑』を中心に、保健福祉部（筆者注：厚生労働省に相当）の行政資料および報道資料、先行研究など公表された資料で社会福祉士の概要を明らかにした後、特徴や課題、日本への示唆について考察を行う。本研究は日本社会福祉学会倫理規程を遵守している。

3. 研究結果

（1）社会福祉士の概要

社会福祉士は社会福祉事業法第11条に規定された国家資格である。また2021年から医療、学校精神の特定分野については、社会福祉士1級を取得した後、一定の実務経験や研修を経て、試験に合格することで国家資格を得る予定である。

韓国では1950年の朝鮮戦争を契機に多くの民間社会事業機関が社会福祉事業を始め、韓国社会に専門ソーシャルワーカーの必要性を認識させるようになったとされ（李 2000：55-86）、社会福祉士制度および職能団体である韓国社会福祉士協会の沿革をまとめると表1のようになる。なお、韓国社会福祉士協会は、「社会福祉士が幸せならば国民はもっと幸せだ」をスローガンに、社会福祉に関する専門知識や技術の普及、社会福祉士の専門性と待遇向上のために活動するほか、社会福祉士資格証の発給を保健福祉部から受託している。

社会福祉士1級は、社会福祉事業法第11条第3項の規定により国家試験に合格した者である。国家試験を受験するには、大学以上の場合は2級取得後すぐに可能であるが、専門大学（筆者注：2年制）やそれ以外の2級取得者は1年以上の社会福祉事業経験が必要である。社会福祉士1級の合格基準は、全科目総点の60%以上、各科目満点の40%以上の得点が必要と厳しく、2018年の合格率は34.2%であった（表2）。

社会福祉士2級は、①大学院で社会福祉学または社会事業学を専攻し修士学位または博士学位を所得した者、②大学や専門大学で社会福祉専攻教科と社会福祉関連科目を履修して卒業した者、③大学卒業後保健福祉部長官が指定した教育訓練機関で12週以上社会福祉事業に関する教育訓練を履修した者、④社会福祉士3級資格証を取得した後、3年以上社会福祉事業の実務経験がある者、⑤外国の大学または大学院で社会福祉学または社会事業学を専攻し学士以上の学位を取得した者で保健福祉部長官が認定した場合となっており、対象者は日本より幅広い。なお社会福祉士3級は、2017年の社会福祉事業法改正により2019年から廃止され、経過措置のみ残っている。

表2は2019年末現在の韓国の社会福祉士の数を示している。有資格者の総数は110万人を超えており、社会福祉士2級が全体の85%程度と、圧倒的多数を占めている。社会福祉士の業務としては、社会福祉事業法施行令第6条（社会福祉士の採用）で、

表1 韓国における社会福祉士制度の変遷

年	内容
1965	個別社会事業家協会設立
1967	韓国社会事業家協会へ名称変更
1970	社会福祉事業法制定 社会福祉事業従事者資格証発給
1972	IFSW 加盟
1982	社会福祉士倫理綱領制定
1983	社会福祉事業法改正。社会福祉士1級から3級が制定。
1985	韓国社会福祉士協会へ名称変更
2003	第1回社会福祉士国家試験実施
2016	社会福祉士資格停止および廃止条件新設
2017	社会福祉士3級廃止（2019年から施行）
2018	社会福祉事業法改正により、社会福祉士養成課程見直し および特定領域（学校、医療、精神健康）社会福祉士の国家資格化

出典）韓国福祉士協会ホームページ

（http://www.welfare.net/site/intro/associationHistories1960_10.jsp 2020年9月13日閲覧）および韓国保健福祉部2018年11月23日報道資料より筆者作成

表2 社会福祉士資格証年度別発給現況（累計）

(単位：人、%)

年度	総計		1級			2級		3級	
	当該年度	累計	当該年度	累計	合格率	当該年度	累計	当該年度	累計
2015	75,848	789,071	6,783	123,677	31.6	68,871	652,274	194	13,120
2016	75,198	864,269	9,528	133,205	47.0	65,508	717,782	162	13,282
2017	73,771	938,040	5,603	138,808	26.9	68,005	785,787	163	13,445
2018	81,607	1,019,647	7,311	146,119	33.5	74,177	859,964	119	13,564
2019	87,472	1,107,119	7,747	153,866	34.2	79,724	939,688	1	13,565

出典) 韓国社会福祉士協会 (2020) 『2019年社会福祉士統計年鑑』P181表1 およびP182表2を筆者一部改変

①社会福祉プログラムの開発および運営業務、②施設入居者の生活指導業務、③社会福祉が必要とされる人への相談業務が挙げられている。また雇用労働部（筆者注：厚生労働省に相当）の職業分類では、「多様な社会的、個人的問題を抱えている人と子ども、青少年、老人、障害者など保護が必要な人を対象に、社会福祉学および専門知識を利用して問題を診断し、解決して社会によく適用できることを助けるものをいい、社会福祉計画、相談、事例管理（筆者注：ケアマネジメント）、資源連結など行う者をいう」となっている（雇用労働部 2018：179）。

社会福祉士有資格者のうち、実際に現場実践を行っている者の数については、韓国社会福祉士協会が2017年12月末に行った調査では、11万6233人、従事率は11.5%であった（韓国社会福祉士協会 2018：156）。また韓国には社会福祉法人および社会福祉施設で従事している社会福祉士およびその他の社会福祉機関に勤務する社会福祉士を対象とした「補修教育」（筆者注：日本の現任教育。詳しくは後述）が存在する。この補修教育の2019年の受講者は10万3636人である（韓国社会福祉士協会 2020：191）、現場実践を行っている社会福祉士は資格保有者の約1割程度と推測できる。

（2）社会福祉士の養成

（a）養成機関

社会福祉士の養成機関数と内訳は、表3に示すとおりである。表3のうち、遠隔大学とはオンラインで授業をする大学であり、生涯教育院とは、「単位認定などに関する法律」に基づいて実施される生涯学習のための機関である。生涯教育院等で一定の基準のもとに取得した単位は「単位銀行制」によって認められ、資格や学位の取得が可能である。韓国では

表3 社会福祉士養成機関

(単位：ヶ所)

機関名	機関数
大学	4年制 283
	2年制 318
遠隔大学	4年制 34
	2年制 6
大学院	267
生涯教育院（単位銀行）	101
計	1,009

出典) 韓国社会福祉士協会ホームページ社会福祉士養成機関より
筆者作成 (<http://lic.welfare.net/lic/ViewLicEduOrganInfo.action> 20200323 閲覧)

1990年代から生涯教育院制度が普及していたが、2002年に生涯教育院で単位銀行を通じた社会福祉士2級資格取得が可能となった。この結果、2000年は社会福祉士資格取得者7,154人のうち1級が4,423人（61.8%）、2級が2,492人（34.8%）、3級が239人（3.3%）であったのに対し、生涯教育院での資格取得が可能となった2005年は、社会福祉士資格取得者25,354人のうち1級が4,421人（17.4%）、2級が20,348人（80.3%）、3級が585人（2.3%）となり（韓国社会福祉士協会 2018：57-58）、資格取得者が急増するとともに、級別構成が大きく変化し、2級資格者が多数となっている。表4は社会福祉士の資格取得経路を示したものであるが、やはり生涯教育院（単位銀行）で資格取得をしたものが全体の34%以上とかなり多いことがわかる。

（b）養成科目

韓国では2019年の社会福祉事業法施行規則の一部改正で、社会福祉士の養成科目等が変更された。具体的には、選択科目の履修数が4科目12単位から7科目21単位に増え、（筆者注：1科目3単位）、実習についても時間数および実習指導者についての要件が変更され、2020年度より適用されている。

現在の養成科目は表2の通りであり、大学および専門大学の場合は、必修科目を10教科30単位以上（選択科目7科目21単位以上）を履修して、社会福祉士2級の資格者証を得る。

今回の改正では、養成科目に家族相談および家族治療、国際社会福祉論、福祉国家論、貧困論、事例管理論（筆者注：ケースマネジメント論）、社会福祉と文化多様性、社会福祉と人権といった科目が追加されている。必修科目を見ると、社会福祉法制、社会福祉政策、社会福祉調査、社会福祉行政など、政策系の科目が多い。日本で社会福祉士国家試験の受験資格を得るには、19科目をすべて履修する必要があるが、韓国は個別分野に関しては「選択」となっており、社会福祉の主な対象領域である「貧困・児童・高齢・障害」といった分野も選択であることが特徴である。また青少年福祉、プログラム開発といった日本にはあまり見られない科目もある。なお、プログラムとは行事やアクティビティ、事業企画などを意味している。

（c）社会福祉現場実習

韓国でも日本と同様に社会福祉現場実習が必修となっており、前述の改正で時間数が120時間から160時間に増加し、日本の実習前教育に相当する実習セミナーも15時間から30時間に増えた。さらに実習機関選定制や評価方法の明確化等が図られた。特に実習先については、社会福祉事業を遂行する機関、法人、施設又は団体であることが明文化され、実習機

関が保健福祉部による選定制に大きく変わった。実習指導者については社会福祉士資格証1級を取得した後、3年以上の社会福祉実務経験があるか、社会福祉士資格証2級を取得した後、5年以上の社会福祉事業実務経験がある者が2名以上必要となり、小規模の社会福祉施設では実習受け入れが難しくなっている。なお、2020年の社会福祉実習機関は5,851ヶ所であった（保健福祉部 2020年6月1日告示）。

（3）社会福祉士の実践現場

韓国では社会福祉事業法第13条（社会福祉士の採用および教育など）において、「社会福祉法人および社会福祉施設を設置・運営する者は大統領令に決めるところにより社会福祉士をその従事者で採用し、市長や知事などに報告しなければならない」と規定しており、老人余暇福祉施設や保育園などの例外を除いた社会福祉施設および社会福祉法人には、社会福祉士の採用義務、すなわち必置義務がある。なお、採用にあたり社会福祉士1級、2級の区別はない。

社会福祉士の配置基準は施設ごとに決まっており、例えば療養院（筆者注：特別養護老人ホームに相当）は、老人福祉法施行規則職員配置基準により、定員30人以上の施設であれば社会福祉士を1名配置（入所者100名を超える度に1名追加）する。また、施設長は、社会福祉士か医師・看護師でなければならないという要件もある。

表4 社会福祉士資格証学歴別発給現況

（単位：人、%）

学歴	級数	1級		2級		3級		小計	
	単位	人	（%）	人	（%）	人	（%）	人	（%）
正規教育課程	専門大学	7,619	0.7	272,492	24.6	294	0.0	280,405	25.3
	大学	70,586	6.4	165,770	15.0	191	0.0	236,547	21.4
	大学院	5,001	0.5	20,207	1.8	29	0.0	25,237	2.3
	外国大学	102	0.0	280	0.0	2	0.0	384	0.0
	小計	83,308	7.5	458,749	41.4	516	0.1	542,573	49.1
単位銀行（生涯教育院等）	専門大学	8,223	0.7	146,600	13.2	147	0.0	154,970	14.0
	大学	2,209	0.2	27,397	2.5	1	0.0	29,607	2.7
	時間制	6,059	0.6	192,862	17.4	3	0.0	198,924	18.0
	小計	16,491	1.5	366,859	33.1	151	0.0	383,501	34.6
養成教育		206	0.0	2,573	0.2	2,394	0.2	5,173	0.5
その他		53,861	4.9	111,507	10.1	10,504	1.0	175,872	15.9
合計		153,866	13.9	939,688	84.9	13,565	1.2	1,107,119	100.0

出典) 韓国社会福祉士協会 (2020)『2019年社会福祉士統計年鑑』P184表5 筆者訳、一部改変

表5 社会福祉士養成科目

区分	教科名	履修科目		区分	教科名	履修科目	
		大学・専門大学	大学院			大学・専門大学	大学院
必修	社会福祉概論	10科目 30単位以上 (科目当たり 3単位以上)	6科目 18単位以上 (科目当たり 3単位以上)	選択	社会保障論	7科目 21単位 (科目当たり 3単位以上)	2科目 6単位以上 (科目当たり 3単位以上)
	社会福祉法制と実践				社会福祉の歴史		
	社会福祉実践技術論				社会福祉と文化多様性		
	社会福祉実践論				社会福祉と人権		
	社会福祉政策論				社会福祉倫理と哲学		
	社会福祉調査論				社会福祉資料分析論		
	社会福祉行政論				社会福祉指導監督論		
	社会福祉現場実習				産業福祉論		
	人間行動と社会環境				児童福祉論		
	地域社会福祉論				女性福祉論		
選択	家族福祉論	7科目 21単位 (科目当たり 3単位以上)	2科目 6単位以上 (科目当たり 3単位以上)	選択	医療社会福祉論 (旧科目: 医療社会事業論)	7科目 21単位 (科目当たり 3単位以上)	2科目 6単位以上 (科目当たり 3単位以上)
	家族相談および家族治療				ボランティア論		
	更生福祉論				障害者福祉論		
	国際社会福祉論				精神健康論		
	老人福祉論				精神保健社会福祉論		
	福祉国家論				青少年福祉論		
	貧困論				プログラム開発と評価		
	事例管理論				学校社会福祉 (旧科目: 学校社会事業論)		
	社会問題論						

※備考：教科目の名称が上記の表と同じでなくとも、教科の内容が上記の表と同じだと保健福祉部長官が認定した場合は、その教科名は上記表の教科目とする。

(筆者注：旧科目名および二重下線は筆者挿入。二重下線は新設科目である)

出典) 社会福祉事業法施行令別表1 「社会福祉学専攻教科と社会福祉関連教科」を筆者訳一部改変

韓国で「社会福祉施設」とされている施設は、保健福祉部と女性家族部の所管であり、内訳は表6のとおりである。

施設における社会福祉士の具体的な業務は、療養院の場合は、入所相談、ボランティア受け入れ、プログラム立案、地域との連絡・連携、施設によっては個別支援計画の作成などである（高橋 2012：25-39、2020：67-78）。

また施設ではなく行政に「社会福祉専担公務員」として採用され、社会福祉関連業務を行う社会福祉士もいる。専担公務員は自治体が設置した住民センターにも配置され、福祉総合相談を担当する。住民センターは日本でいう出張所と福祉事務所の役割を持っており、社会福祉士は生活保護受給者への支援や児童、障害、高齢など各分野の相談と対応や、家庭訪問をはじめとしたアウトリーチを積極的に行い、地域におけるニーズの発見を行っている（高橋 2019：103-115）。

韓国社会福祉士協会では2018年に保健福祉部および女性家族部所管の社会福祉施設等で働く社会福祉1万5000名に質問紙調査を実施し、3,275人（男性960人、女性2,309人、無回答6名）の社会福祉士から回答を得ている（韓国社会福祉士協会 2020：24）。この調査に応えた社会福祉士のうち、2,847人（87.3%）が社会福祉施設に勤務し、このうち生活施設が1,122人（34.7%）、利用施設が1,724人（52.6%）であった。また専担公務員237人（7.2%）、学校・医療・精神の特定分野が192人（5.9%）であり、施設で働く社会福祉士が多数を占めている。社会福祉士1級の保有率は全体では44.3%であったが、生活施設は27.9%、利用施設は47.2%、専担公務員は67.8%、特定領域は85.9%と領域により大きな差があった（韓国社会福祉士協会 2020：95）。

社会福祉士としての勤務年数は、5年以下が1,311人（40.0%）、6～10年が864人（26.4%）、11～15年が521人（15.9%）、16～20年が331人（10.1%）、21年

表6 「社会福祉施設」の種類

所管部署	施設種類	細部種類		関連法
		生活施設	利用施設	
保健 福祉部	老人福祉施設	老人住居福祉施設	在宅老人福祉施設	老人福祉法
		老人医療福祉施設	老人余暇福祉施設	
		虐待被害老人専門シェルター	老人保護専門機関	
			老人働き口支援機関	
	複合老人福祉施設	農漁村地域のために「老人福祉法」第31条老人福祉土施設を総合的に配置した複合老人福祉施設を設置、運営可能		農漁村住民の保健福祉増進のための特別法
	児童福祉施設	児童養育施設	児童相談所	児童福祉法
		児童臨時保護施設	児童適用施設	
		児童保護治療施設	地域児童センター	
		自立支援施設	児童保護専門機関	
		共同生活家庭	家庭委託支援センター	
	障害者福祉施設	障害類型別居住施設	障害者地域社会リハビリ施設	障害者福祉法
		重症障害者居住施設	障害者職業リハビリ施設	
		障害養児居住施設	障害者医療リハビリ施設	
		障害者短期居住施設	障害者生産品販売施設	
		障害者共同生活家庭		
	保育園	保育園		乳幼児保育法
	精神保健施設	精神療養施設	精神リハビリ施設中利	精神健康増進及び精神疾患者福祉サービス支援に関する法律
		精神リハビリ施設中生活施設	用施設	
	野宿者施設	野宿者自活施設	野宿者総合支援センター	野宿者等の福祉及び自立支援に関する法律
		野宿者リハビリ施設	野宿者一時保護施設	
		野宿者療養施設	野宿者給食施設	
			野宿者診療施設	
			野宿者相談所	
	社会福祉館、 結核・ハンセン病施設	結核・ハンセン病施設	社会福祉館	社会福祉事業法
	地域自活センター		地域自活センター	国民基礎生活保障法
	みんなトルボムセンター		みんなトルボムセンター	児童福祉法
女性 家族部	性売買被害者支援施設	一般支援施設	自活支援センター	性売買防止及び被害者保護等に関する法律
		青少年支援施設		
		外国人支援施設	性売買被害相談所	
		自立支援共同生活家庭		
	性暴力保護施設	性暴力被害者保護施設	性暴力被害相談所	性暴力防止及び被害者保護などに関する法律
	家庭暴力保護施設	家庭暴力被害者保護施設	家庭暴力相談所	家庭暴力防止及び被害者保護などに関する法律
			緊急電話相談	
	ひとり親家庭福祉施設	母子家族福祉施設 (基本、共同、自立)	ひとり親家庭福祉相談所	ひとり親家庭支援法
		母子家庭福祉施設 (基本、共同、自立)		
		未婚母子家庭福祉施設 (基本、共同)		
		一時支援福祉施設		
	多文化家族支援センター	多文化家族支援センター		多文化家族支援法
	健康家庭支援センター	健康家庭支援センター		健康家族基本法
	青少年福祉施設	青少年シェルター		青少年支援法
		青少年自立支援館		
		青少年治療リハビリセンター		
		青少年福祉支援施設		

出典) 保健福祉部(2020)『2020年社会福祉施設管理案内』P5 筆者訳

以上が158人（4.8%）で（韓国社会福祉士協会 2020：95）、経験の浅い社会福祉士が多い。

また1,874名に離職経験があり、その平均回数は2.27回で、離職理由は、勤務環境および福利厚生の不足、組織の発展展望およびビジョンの不足、個人的理由、職場の上司や同僚とのコミュニケーション不足の順であった（韓国社会福祉士協会 2020：134-135）。

（4）特定領域（学校・医療・精神健康）社会福祉士

（a）学校社会福祉士

学校社会福祉士の認定制度については、すでに大門（2008：41-53）が概要をまとめている。学校社会福祉士は、社会福祉士1級を取得したうえで、一定の研修を受け、協会の認定試験に合格しなければならない。現状は韓国社会福祉士協会および韓国学校社会福祉士協会の認定資格であるが、2021年の国家試験化を予定している。

学校社会福祉士の業務としては、「学生問題に対するケースマネジメント、地域社会支援開発及び連携、開発相談、集団相談、障害学生学校適用支援、父母相談、危機介入、学校暴力への対処および予防、教師及び父兄教育、飲酒、喫煙、インターネット中毒、児童虐待などの相談および支援」であり、「小中高校、特殊学校や教育長、教育支援庁、教育福祉センターで勤務する」で、2017年末で1,285名であった（保健福祉部 2018年11月23日報道資料）。

現行の学校社会福祉士協会の認定試験は、受験要件が複雑なため、学校社会福祉士協会でまず書類審査をしたのちに、認定資格を受験することになっている。受験資格を得るには、①社会福祉士1級資格所持、②学校社会福祉論履修、③児童福祉論または教育学関連科目を1科目以上履修という3要件を満たしたうえで、240時間以上の学校関連実習か各学校における6カ月以上の勤務経験、あるいは社会福祉機関での学校社会福祉関連業務を1年以上担当したという実習または実務要件がある。実習は、学校社会福祉事業を行っている学校であり、スーパーバイザー資格（1級所持者経験3年以上、2級保持者経験5年以上）を持った社会福祉士の下での実習でなければ認められない（韓国学校社会福祉士協会ホームページ）。

韓国学校社会福祉士協会に登録している学校社会福祉士は、2019年現在1,452名である（韓国学校社会福祉士協会 2019b：5）。

（b）医療社会福祉士

韓国では、1973年に「大韓医療社会事業者協会」が発足している。韓国の医療社会福祉士の役割と今後についてまとめた崔（2019：31-43）によると、1958年には既にソーシャルワーカーが病院に配置されており、その後大病院に次々に導入が図られた後、1973年の医療法施行令が公布され総合病院に社会福祉士を置くという法的根拠が整ったとする。

医療社会福祉士は、上級総合病院、総合病院、病院、療養病院、医院などで精神医学社会事業、リハビリテーション社会事業、脆弱階層に対する経済支援、緊急医療費支援事業、災害医療費支援事業、保健所がん患者支援事業、難病医療費支援事業など医療費支援事業に対する案内および支援を行うもので、さらに昨今はコミュニティケア推進との関連で、医療機関と地域との連携を行う役割としてその重要性が強調されており、2017年末で877人が医療社会福祉士として従事している（保健福祉部 2018年11月23日報道資料）。

また、医療社会福祉士協会では、サムソンなどの大企業や韓国共同募金会、民間等から寄付や補助金を得て、小児重病患者医療費支援事業、脆弱階層へのネットワークづくりと医療費支援事業、自殺企図患者支援事業、生計費支援、青少年歯科治療費支援など様々な事業を直接行っている（大韓医療社会福祉士協会ホームページ）。

医療社会福祉士は、現在は韓国社会福祉士協会および大韓医療社会福祉士協会の認定資格であり、社会福祉士1級を取得したうえで一定の研修を受け、協会の試験に合格しなければならない。現行の医療社会福祉協会の認定試験は、①教育部が認めた社会福祉（事業）専攻をした社会福祉士1級資格所持者で、②研修認定機関で1年研修制度を履修し、③医療社会福祉士協会が主管する研修終結評価を受けて合格した後に、④医療社会福祉士協会が主管する医療社会福祉士資格試験に合格して韓国社会福祉士協会および大韓医療社会福祉士協会が合同して資格者証を発給するという流れで、①から④をすべて満たす必要がある。研修機関の要件は、社会事業（福祉）

部署が独立している機関、臨床医療社会事業活動が臨床課との協働体系によって実施されている医療機関、大韓医療社会福祉士協会で認める研修スーパーバイザーが社会事業（福祉）部署に常勤している機関となっており、2020年8月現在 44機関、定員は89名となっている（大韓医療社会福祉士会ホームページ「医療社会福祉士研究教育制度」）。

国家資格化に際しては、2020年8月現在内容の検討が続いているが、理論教育40時間、臨床研修960時間、計1,000時間の教育という現行の研修教育に沿って準備が進められ、2021年の実施を予定している。

（c）精神健康社会福祉士

精神健康社会福祉士は、学校社会福祉士や医療社会福祉士とは違い、「精神健康増進および精神疾患者福祉サービス支援に関する法律」の第17条「精神健康専門要員」に、精神健康臨床心理士、精神健康看護師とともに規定されている。

精神健康社会福祉士は、社会福祉士1級所持を前提とし、その後同法施行令別表1の精神健康専門要員資格基準により、1級と2級が定められている。1級は①社会福祉学または社会事業学の修士以上の学位を所持し保健福祉部長官が指定した研修機関で3年（2級資格取得のための期間は含まない）以上研修した者か、②精神健康社会福祉士2級取得後精神健康増進施設、保健所または国家・地方自治体から精神健康増進事業の委託を受けた機関・団体で5年以上勤務した経歴（単純事務など保健福祉部長官が定めた業務を除外）がある者、精神健康社会福祉士2級は、社会福祉士1級を所持し研修機関で1年以上研修した者となっている。なお、精神健康社会福祉士は年12時間の補修教育を受けることが、同法9条、17条により定められている。保健福祉部2018年11月23日報道資料によると、2017年末で5,710人（1級1,368人、2級4,342人）である。

業務は同法施行令別表2に定めがあり、精神健康専門要員として施設の運営や精神疾患がある者への支援を行うほか、精神健康社会福祉士として社会サービス支援に対する調査、精神疾患があるものやその家族に対する社会福祉サービスの支援についての相談・案内とされている。勤務場所としては、精神医療機関（総合病院、精神科病院）、精神健康福祉センター、精神リハビリ施設、精神療養施設、中毒

管理統合支援センター、韓国賭博問題管理センター、自殺予防センター、トラウマセンター、精神健康福祉事業支援団、保健所精神保健チーム、洞住民センターなどがある。

現行の精神健康社会福祉士は、保健福祉部で指定した研修機関で理論教育150時間、実習教育830時間、学術活動20時間、計1,000時間を履修することとなっており、研修機関は2020年4月現在、114機関である。なお研修機関には、1級精神健康社会福祉士が常勤しているか、2級精神健康社会福祉士が3人以上常勤であることが求められ、研修機関のスーパーバイザーが修了を認定する。研修後、精神健康社会福祉士2級を取得し、精神健康社会福祉士協会が実施する昇級試験を受けて精神健康社会福祉士1級となる（韓国精神健康保健社会福祉士協会ホームページ）。2020年8月現在、2021年の国家資格化にむけ、現行の研修内容をもとに検討が続いている。

（5）補修教育

2008年に施行された社会福祉事業法第13条第2項において、「社会福祉法人または、社会福祉施設に従事する社会福祉士は定期的に人権に関する内容が含まれた補修教育を受けなければならない」と規定されており、この補修教育は韓国社会福祉士協会が受託し実施している。補修教育対象者には年間8時間以上の受講が義務付けられ、もし受講しなかった場合は、社会福祉事業法第58条により、300万ウォン以下の過怠金が賦課されるという規定が設けられている。また、義務対象に含まれていない社会福祉関連機関に従事している社会福祉士も、希望対象者として補修教育を受講することができる。

2019年度の受講対象者は、義務受講者5万5740人（うち受講済者5万46人）、希望対象者4万7896人、（うち受講済者2万6855人）、総対象10万3636人（うち受講済者7万6901人）となっている（韓国社会福祉士協会 2020：193）

補修教育の内容は必修領域と選択領域に分かれており（表7）、うち4時間についてはオンラインでの受講が可能である。

この補修教育は日本の認定社会福祉士制度とも一部似ている部分もあるが、韓国の場合補修教育が現場実践者にとって義務であることが特徴である。

表7 補修教育内容および講義回数（2019）

(単位：回)

	領域	備考	回数
1	社会福祉の倫理と価値	必修	1,270
2	社会福祉実践		928
3	社会福祉人権		406
4	社会福祉政策課題と法	選択	12
5	社会福祉行政		142
6	社会福祉調査研究		1,266
7	特別分野		1,086

出典) 韓国社会福祉士協会 (2020) 『2019年社会福祉士統計年鑑』 P193表19および韓国社会福祉士協会補修教育センターウェブサイト <https://edu.welfare.net/Main.cmd?cmd=centerHistoryInfo&pMode=Info&MENUNO=0> 2020年9月25日閲覧より
筆者作成

る。しかし一方で、現場の社会福祉士からは、補修教育の内容が段階的でなくレベルアップにつながらない、内容が毎回同じであるといった不満も聞かれている。

4. 考察

韓国における社会福祉士の養成と実践について、その特徴や課題を考察すると、特徴としては以下の三点が挙げられる。

第一は、社会福祉士資格保有者の多さと社会福祉施設等配置義務による、相談業務の有資格化である。

韓国の社会福祉士は110万人以上と、日本に比して非常に多い。社会福祉法人および社会福祉施設には社会福祉士の配置が義務付けられているが、社会福祉士有資格者が多いからこそ、配置が担保できるという面もある。また、社会福祉施設以外の施設や機関においても、相談援助業務担当としては、実質上社会福祉士有資格者が採用されている。

第二は、資格の再体系化である。今回の社会福祉事業法改正により、「医療・学校・精神」という特定分野の社会福祉士の国家資格ができたことで、社会福祉士を基礎資格とし、その上に特定分野の社会福祉士を積み上げる取得させるという構図で再体系化が図られた。これをもとに、今後は、例えば高齢、障害などの実践分野ごとの国家資格化が拡大する可能性もあるだろう。

第三は、現任教育の義務化である。補修教育には、時間や内容など検討の余地はあるが、しかし学習の

機会を確保して動機付けを図るとともに、社会福祉士の横のつながりを作るという点でも効果がある。

これら相談援助職の有資格化、社会福祉士を基盤とした資格の再体系化、現任教育の義務化は、そのまま日本への示唆とすることができる。

しかし、一方課題としては以下の三点が考えられる。

第一は、数の多さと反比例する部分ではあるが、質の確保である。有資格者の多くをしめる社会福祉士2級は科目履修だけで取得でき、国家試験の受験は必要ではない。もちろん国家試験の合格だけでその専門性が定まるわけではないが、国家試験を受けていないということは、知識習得の有無を客観的に確認ができていないことである。生活施設や利用施設においては社会福祉士2級が70%を占めており、知識や技術の向上を図るため、1級資格取得へ向けた体系的な研修等も必要となってくる。

第二は、総合的な相談対応力である。韓国では2025年までに「コミュニティケア」を完成させるとしている(保健福祉部:2019)。地域には多様な課題を抱えた住民が暮らしており、地域で活動する社会福祉士も、多様化した相談に対応をしていかなければならない。しかし韓国の社会福祉士の養成課程では「貧困、高齢、児童、障害」といった対象・分野別の科目は選択科目であり、包括的・総合的な相談に応じる知識や技術が習得できるか、疑問も生じる。

第三は、経験年数および勤続年数の短さである。勤務環境および福利厚生の不足、組織の発展展望およびビジョンの不足などで、そもそも実践経験の経験が浅い社会福祉士が、離職するという現状があった。経験の蓄積が知識や技術の向上につながるという対人援助職の特性を考えると、継続した実践が質の向上につながっていく。実践経験を積み、離職を防ぐためには、給与等の待遇改善についてはもちろんであるが、サポートの一助となるスーパービジョン体制の確保も求められよう。実際に以前洞住民センターで働く社会福祉士にインタビューを行ったところ「チーム長がスーパービジョンをできないことも課題だと思う」という現場の声もあった(高橋2019:103-115)。

韓国では「補修教育」が義務で、学習の機会は確保されている。しかし一方では、内容についての批判もあるため、補修教育を経験年数や職位、分野に

応じて作り直し、さらにはスーパービジョンも組み込むなど段階化および体系化を図ることで、より有意義にすることができるのではないだろうか。

本研究は、コロナウィルスの流行拡大の影響で渡韓しての調査を実施することができず、社会福祉士の概要を明らかにするのみに終わってしまった。今後は、現場での社会福祉士とその実践に焦点を当て、その内容や特徴、日本との差異、日本への示唆についてさらに研究を進めていきたい。

（引用文献）

- 崔銀珠（2019）「韓国における医療社会福祉の発展過程に関する一考察 — 医療社会福祉士の成り立ちを中心に」*福祉健康科学研究*（14）、031-043福山平成大学
 大門俊樹（2008）「学校ソーシャルワーカーの資格認定システムに関する一考察 — 韓国における学校社会福祉士資格制度を通して」、『学校ソーシャルワーク研究』（3）、41-53、日本学校ソーシャルワーク学会
 李英分・株本千鶴（2000）「韓国社会福祉士の現況と課題」、『東京都立大学人文学報』（310）、55-86
 高橋明美（2012）「韓国高齢者入所施設におけるソーシャルワーカーの役割：期待と実態」『社会福祉士・精神保健福祉士海外研修・調査事業報告書』25-39、社会福祉振興・試験センター
 高橋明美（2019）「韓国高齢者福祉の最新動向—ソウル特別市を中心に」明治学院大学社会学部付属研究所年報（49）、103-115、明治学院大学
 高橋明美（2020）「韓国の老人長期療養施設におけるサービス提供計画の実態と今後の課題」明治学院大学社会学部付属研究所年報（50）、67-78、明治学院大学

（韓国語資料）

- 保健福祉部（2019）「地域社会トルボム統合先導事業推進計画」
 保健福祉部（2020）『2020社会福祉施設管理案内』

- 韓国学校社会福祉士協会（2019a）「2019年次報告書」
 韩国学校社会福祉士協会（2019b）「2019全国学校社会福祉事業運営現況資料」
 韩国社会福祉士協会（2018）『社会福祉現場実習および資格制度改善方向研究』
 韩国社会福祉士協会（2020）『2019年社会福祉士統計年鑑』
 雇用労働部（2018）『雇用職業分類2018解説書』

（韓国語報道資料）

- 保健福祉部2018年11月23日報道資料「医療社会福祉士、学校社会福祉士、国家資格新設」
 保健福祉部2019年8月12日報道資料「社会福祉士資格履修科目増加」
 保健福祉部2020年6月1日報道資料「社会福祉現場実習機関選定現状告示」

（インターネット資料）

- 韓国統計庁 KOSIS 100大指標
http://kosis.kr/conts/nsportalStats/nsportal-Stats_0102Body.jsp?menuId=10&NUM=1010&searchKeyword=&freq=&cntUpdate=Y 2020年10月1日閲覧
 大韓医療社会福祉士協会ホームページ <http://www.kamsw.or.kr/> 2020年8月28日閲覧
 韩国学校社会福祉士協会ホームページ <http://www.kassw.or.kr/page/s1/s1.php> 2020年9月18日閲覧
 韩国精神健康社会福祉士協会ホームページ <http://www.kamhsw.or.kr/> 2020年9月16日閲覧
 韩国社会福祉士協会ホームページ 2020年9月25日閲覧
 「社会福祉士沿革」 http://www.welfare.net/site/intro/associationHistories1960_10.jsp
 「社会福祉士養成機関」<http://lic.welfare.net/lic/ViewLicEduOrganInfo.action>
 「補修教育センター」 <https://edu.welfare.net/Main.cmd?cmd=centerHistoryInfo&pMode=Info&MENUNO=0>

受付日：2020年11月6日